

令和8年度 放課後児童クラブ利用案内

手続等の問い合わせ先

対象学区をご確認のうえお問い合わせください。

大河原小学校学区

★大河原児童センター

大河原町字町 100 番地 4

TEL0224-52-9877

★世代交流いきいきプラザ

大河原町大谷字末広 50 番地 1

TEL0224-51-9299

大河原南小学校学区

★上谷児童館

大河原町大谷字上谷前 41 番地 10

TEL0224-53-3089

金ヶ瀬小学校学区

★金ヶ瀬カトリック児童クラブ（金ヶ瀬カトリック保育園内）

大河原町金ヶ瀬字台部 166 番地 2

TEL0224-53-1518

★金ヶ瀬児童クラブ（金ヶ瀬小学校内）

大河原町金ヶ瀬字居掛 21 番地

TEL0224-53-3089
（問合せ先：上谷児童館）

【その他お問合せ】

大河原町子ども家庭課子育て支援係

TEL 0224-53-2251

①放課後児童クラブとは

保護者や保護者に代わるかたが仕事などにより家庭にいない小学生のためのクラブです。集団遊びや行事などへの参加を通し友達作りをしながら児童の健全育成を図ります。

②対象児童について

対象の児童が、市内の小学校に在籍しており、19歳以上の保護者等（同居している親族含む）全員が以下に該当する場合に利用登録が可能です。

- (1) 就労
- (2) 家族の常時介護又は看病
- (3) 妊娠、疾病等により入院又は自宅療養
- (4) その他町長が認めるもの

※求職活動中での利用登録はできません。

③開設日及び開設時間について

児童クラブの「開設日」及び「開設時間」は、以下のとおりです。

開設日	利用時間帯
平日	放課後から午後6時15分まで 延長利用の場合は、午後6時15分から午後6時45分まで
学校休業日等（★）	午前8時から午後6時15分まで 延長利用の場合は、午後6時15分から午後6時45分まで

★土曜日、行事による振替休日、長期休業日など

閉館日：日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

④利用登録（一時利用登録含む）について

① 利用の流れについて

利用案内の配布

就学児検診時（9月）に児童クラブ利用案内を配布します。

利用申請書配布期間
10月15日（水）～

各児童クラブから利用申請書等の必要書類を受け取る

- ・各放課後児童クラブで配布いたします。
- ※大河原町ホームページからダウンロードも可能です。

利用申請書の受付
11月4日（火）～
11月28日（金）【厳守】

利用を希望する児童クラブへ申し込む

- ・受付：午前10時から午後6時まで（土日祝日除く）
- ・受付時は申請書等の記載内容について確認をいたしますので、利用希望児童の保護者様がご持参ください。

申込書類の審査

申請書等を審査して利用可能か判断いたします。

承認の場合

承認通知書を送付いたします。（1月下旬）
※町内保育所（園）卒園児は通っている施設から配布します。
※継続利用の児童は、現在利用している児童クラブから配布します。

不承認の場合

保留通知書を送付いたします。（1月下旬）
定員に空きが生じ次第、再度入所調整をいたします。

利用開始 4月1日～

②申込時期等について

(1) 申込期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで【厳守】

※提出が遅れた場合、上記期間内に受け付けた方が優先となります。

(2) 受付場所

お住まいの小学校区にある利用を希望する放課後児童クラブ

(3) 受付時間

午前10時から午後6時まで（土日祝日除く）

③申請書類について

対象児童の保護者が、以下の申請書及び添付書類を希望する放課後児童クラブへ提出してください。

(1) 放課後児童クラブ利用申請書 または 放課後児童クラブ一時利用申請書

(2) 添付書類（理由に応じて必要な書類を提出してください）

申請理由が就労の場合：就労証明書

申請理由が就労以外の場合：申立書

- ★ 申請書の内容の確認がございますので、提出の際は対象児童の保護者様がお越しください。
- ★ 継続の利用であっても毎年申請が必要になります。
- ★ 受付時は申込状況によりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。また、先着順ではございません。

■利用調整に関する注意事項

定員を超えて申し込みがあった場合、優先度の高い児童（※1）からご案内いたします。

ただし、優先度が高い児童であっても「集団生活」が難しい場合や特別な配慮が必要な場合等、児童を安全に預かることが難しいと判断した場合は登録をお断りすることがございますので、ご承知おき願います。また、利用調整の結果、利用登録できなかった方に関しましては、定員が空き次第、再度調整を行います。

※1 提出された書類から別紙の審査基準を基に優先度を決定いたします。別紙につきましては大河原町ホームページにて掲載しておりますのでご確認ください。

④保護者負担金について

利用区分によって以下の料金を負担していただきます。

利用区分	利用時間帯	負担金額 (児童一人あたり)
基本利用分 (利用登録児童)	平日・・・放課後～午後 6 時 15 分 学校休業日・・・午前 8 時～午後 6 時 15 分	3,000 円 (月額)
一時利用分	平日・・・放課後～午後 6 時 15 分	150 円
	学校休業日・・・午前 8 時～午後 6 時 15 分	300 円
土曜日利用分	午前 8 時～午後 6 時 15 分	300 円
延長利用分	午後 6 時 15 分～午後 6 時 45 分	100 円

★平日：授業のある月～金曜日

★学校休業日：行事による振替休日・長期休業日など

★一時利用分と延長利用分は 1 回あたりの料金です。

★土曜日利用分は登録児童であっても負担していただきます。

★保護者負担金の減免につきましては災害発生等町長が認めた場合に限り行います。

■土曜日保育の利用について

土曜日保育は、以下の場所でのみ実施しております。

○実施場所

世代交流いきいきプラザ内児童クラブ

○対象児童

児童クラブ登録児童または一時利用登録児童

○利用方法

事前に通っている児童クラブへ申請

大河原町の児童クラブ

学区	名称	定員	実施場所
大河原小学校 (※2)	児童センター児童クラブ	45 人	大河原児童センター
	第2児童センター児童クラブ	45 人	大河原小学校内空き教室
	わくわく児童クラブ	45 人	世代交流いきいきプラザ
	すまいる児童クラブ	45 人	
	さんさん児童クラブ	30 人	
大河原南小学校	上谷児童館児童クラブ	40 人	上谷児童館
	第2上谷児童館児童クラブ	30 人	
金ヶ瀬小学校	金ヶ瀬カトリック児童クラブ	40 人	金ヶ瀬カトリック児童クラブ (金ヶ瀬カトリック保育園内)
	金ヶ瀬児童クラブ	30 人	金ヶ瀬小学校内空き教室

※2 注意事項

大河原小学校区については、大河原児童センター、世代交流いきいきプラザのどちらかに申し込むことができます。ただし、申し込み状況によっては希望した児童クラブではない施設へ調整させていただく可能性がございます。これは定められた基準の中で安全に児童を預かるためであることと、一人でも多くの児童を受け入れるためでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。